

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の  
HTTR(高温工学試験研究炉)の使用許可の変更に係る行政相談

2. 日時: 令和3年2月18日(木) 16時00分～17時10分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 材料試験炉部次長、HTTR計画課長 他9名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、今後申請を予定している大洗研究所(北地区)のHTTR(高温工学試験研究炉)の使用変更許可について、資料に基づき、以下のとおり説明があった。

○HTTRにおいては、高温ガス炉燃料の破損挙動等の究明等のために、核燃料物質の照射を行ってきたが、今後の照射予定の目処が立たないことから、使用変更許可において、核燃料物質の照射に係る使用目的を削除することを検討している。

○使用目的の削除を反映して核燃料物質の数量を見直した結果、政令第41条該当施設から政令第41条非該当施設に変更することとなる。

○上記に加え、新たに交換用核分裂計数管を入手し、配備する等の変更を予定している。

○保管廃棄施設については、平成29年4月に変更許可を取得していることから、今回の変更申請の対象ではないと理解しているが、その理解で良いか確認したい。

(2) 原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

○交換用核分裂計数管の配備に係る閉じ込め、遮蔽等の許可基準規則への適合性については、申請書において適切に説明すること。

○保管廃棄施設については、既に変更許可を取得していることから、今回の変更申請の対象ではないということではない。変更許可の要否については、原子炉等規制法第55条第1項に規定されているとおり、廃棄施設の位置、構造

及び設備に掲げる事項を変更しようとするときは、変更許可申請が必要となることから、平成29年4月の許可事項からの変更の有無を確認した上で、変更申請の可否を判断すること。

(3)原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

## 6. 提出資料

・HTTR[高温工学試験研究炉]の核燃料物質の使用許可の変更について